

令和2年第2回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月21日(金) 開会 午後 1時57分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 8番 中村 亨

9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江 11番 吉川光彦

4. 欠席委員(1人) 7番 細渕汎子

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8番 中村 亨 9番 池谷昭二

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第6号 入間市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する規程について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

法師 励 吉田竹雄 岩田 茂

田嶋正明 平塚尚吾 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名です。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第2回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、7番、細渕汎子委員、中村義男推進委員です。遅刻、早退の届け出はありません。

会期についてお諮りします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番、中村亨委員、9番、池谷昭二委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第5号2番から4番までは、岩田茂農地利用最適化推進委員が、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくこととなります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたしますが、1番から3番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番から3番までを一括議題といたします。

担当、8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。議案1号の1番、2番、3番についてご説明を申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1。土地の表示、地名、地番、地目、面積、平方

メートルの順に申し上げます。木蓮寺大久保〇〇〇—〇、畑、3, 438。申請理由、受人は、渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自372アール。

2番、当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積、平方メートルの順に申し上げます。木蓮寺外野〇〇〇—〇、畑、1, 231。申請理由、受人は、渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自372アール。

3番、当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積、平方メートル順に申し上げます。木蓮寺外野〇〇〇、畑、537。申請理由、受人は、渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自372アール。

2月17日に法師推進委員さんとともに、〇〇さんから農地の状況等を確認してきました。〇〇さんは〇〇〇、〇〇〇に372アールの農地を所有し、米や里芋、大根、キュウリやナス等の野菜を栽培し、直売所、スーパーマーケット、学校給食等で販売している農家です。農作業には〇〇さん、〇〇歳、〇〇の〇〇さん、〇〇歳、〇〇〇さん、〇〇歳、〇の〇〇さん、〇〇歳、〇〇さん、〇〇歳、〇〇さん、〇〇歳の6人が従事しております。農業機械は、トラクター3台、耕運機4台、軽トラック2台等を保有しております。

今回の申請地は茶どころ通りの南側で、圏央道の間であり、現在はあまり作付されていませんが、肥培管理はきれいにされていました。農地取得後は他の畑と同様に野菜の栽培を行うとのことです。今回の3件の申請は、〇〇〇〇〇〇〇農業後継者の〇〇農地を贈与するものです。特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、法師励委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（法師 励君）

何もありません。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案1号の1番から3番については、渡人の農業後継者として、〇〇〇親族へ農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。中村委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、1番から3番の申請人の耕作従事日数はいずれも150日以上であり、申請地を含めた世帯の耕作面積は372アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在いずれの畑も野菜畑であり、許可後も野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(久保田 勝君)

6番、久保田勝です。4番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇—〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。小谷田青梅道南〇〇〇、畑、1, 115平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自186アール。

2月15日に貫井推進委員と現地確認と、〇〇さんから話を伺ってまいりました。申請地は入間消防署の北西に100メートルぐらいのところで、消防署職員駐車場の北側になります。

家族構成について申し上げます。本人〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇の〇〇さん、〇〇歳、〇〇、あと〇〇〇〇〇〇〇の5人〇〇です。

次に、経営の状況についてご説明申し上げます。〇〇さんのお宅は、お茶、栗、梅、野菜等を栽培する農家で、〇〇さんを中心に農業に励んでおります。農機具については、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台、4トンの荷台のスライドするダンプ1台、乗用茶摘採機2台、うち1台は防除用、高所作業機2台とそろっています。申請地の西側の畑を昨年〇〇さんが譲り受けており、そこにはブドウ、プラム、ミカンが植えており、今回のところも果樹を植える予定とのことでした。特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

ただいまの説明のとおり、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案1号の4番については、農業経営規模拡大のための農地の取得でござい

ます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。久保田委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は197アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在作付されていない畑ではありますが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、11番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員11番(吉川光彦君)

11番、吉川です。1番についてご説明いたします。

当事者、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、宮寺西川南、地番、〇〇〇—〇、地目、畑、面積、409平方メートル。申請理由、申請人は、〇〇〇〇〇に自家用車等の駐車場及び農機具等の保管場所の確保が困難であることから、隣接する申請地へ

車庫と農業用倉庫を設置すべく申請する。摘要、農業用倉庫（37.08平方メートル）、車庫（44.96平方メートル）。

〇〇さんから理由書が出ておりますので、読み上げたいと思います。

現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、同番〇に、私は、下記許可を取得し〇〇〇〇〇〇〇〇後、現在まで農地耕作を維持、継続しています。

今般の申請地土地利用計画について、〇〇〇〇2台及び、畑耕作に利用の軽自動車1台の合計3台所有していますが、現在の〇〇〇には、〇〇〇〇当時から自動車の駐車場としての利用が大変困難な状況でありました。現在は〇〇が近くに存在するため、土地の一部を車両の駐車場として利用しています。

土地利用の計画について、〇〇〇側畑を車庫新築（車両3台分）として計画、〇〇〇側土地利用は、農業用倉庫を建築したく考えました。農業用倉庫建築については、申請地土地以外にも畑所有地が多くありますが、農機用機具、資材、肥料の保管倉庫がないため、倉庫建築の計画を以前より現在まで話し合いをしてまいったわけであります。

今般の申請地土地利用について、他の私所有地土地利用の計画、及び〇〇〇〇〇〇に設置の計画も考えましたが、倉庫内の機具、肥料、資材、資料の維持管理、移動距離、及び盗難等を考えると、大変困難な状況です。

昔から〇〇〇〇としてお客様に来ていただいております、現状では隣接する道路の車両の通行が非常に多く、道路に駐車している状況で危険を感じています。計画地内に駐車場を確保出来る環境を図りたく今般の申請を致したものでございます。

以上のような理由でございますが、今回の駐車場及び農機具等の保管場所は、今〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の同一敷地内のところが、農地だったところを転用して、申し上げたような車庫等を設置したい、こういう内容でございました。

2月17日月曜日に田嶋推進委員と現地を確認し、これらの問題はないということで、特段隣接に農地はございませんので、その影響はないものと考えます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田嶋正明委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

案内図を見てもらうと分かりますけれども、2面道路に面している土地でして、周りに確かに農地はございませんので、吉川委員の言うとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの第2号の1番については、申請人の所有農地に車庫と農業用倉庫を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和元年5月の農業委員会において農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年1月17日付で農用地区域から除外されております。都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、都市計画法第29条第1項第2号に該当し、開発許可適用除外となっております。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められないに該当いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画について、建築費等を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告いたします。

以上でございます。

で2台来客用に1・2台と考え3～4台、老後の事等を考えると2階建てよりは平家が良いと考え35坪程度の家が建つ敷地面積の所を希望していました。市街化区域や農地ではない場所で探し見に行きましたが地型が悪かったり面積等が不十分でした。

今回の申請地であれば、今後子どもが生まれた場合においても実家の〇〇〇〇〇から車で10分程度と近く、育児の援助も受けやすいと考えております。また将来の親の介護もしやすいとも考えております。希望の建物の建築と駐車スペースの確保が出来る的確な場所であると思ひ計画いたしました。

その様な計画のもと調査の結果、開発規定に照らし合わせても許可が可能であり、接道、排水、給水等についても関係機関と調整の上整備可能です。

また、今後の農地としての維持に関して難しくなるという当該土地所有者の意向とも合致したため今回の計画に至りました。

以上のような理由ですが、よろしくご処理くださるようお願い致します。

申請者、住所、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇〇〇、〇〇〇〇。

先日17日に推進委員の宮岡さんと一応現地のほうを見てまいりました。案内図を見ていただくと分かりますけれども、野田の299号線の北側、県営住宅のすぐ西側に位置する場所でございます。この当事者の要望する土地の南側は〇〇ですか、〇〇〇〇〇〇が建っております。東は県営住宅、北側は半分〇〇さんの土地ということで、周りに関係する農地はございません。したがって、問題ないと思われましてけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいま加藤委員が説明したとおりでございます。特段問題ないかと思われまして、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当、11番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員 11番（吉川光彦君）

11番、吉川です。2番についてご説明いたします。

当事者、譲受人、○○○○〇—〇、○○〇、株式会社○○○○。譲渡人、○○○○○○、○○、○○〇。土地の表示、地名、宮寺大橋、地番、○○○○—〇、地目、畑、面積、697平米、同じく○○○○—〇、畑、728平米、計1,425平方メートル。申請理由、受人は、○○〇を営んでいるが、借用中の営業所の建物が老朽化していることから、現在駐車場として使用している社有地に隣接する申請地へ倉庫と事務所を移転すべく申請する。摘要、倉庫（1,100平方メートル）、事務所（39.74平方メートル）、（敷地拡張）。

○○○○のほうから理由書が出ておりますので、読み上げたいと思います。

弊社は○○○○○○から○○○○で○○○の営業をしておりましたが、○○○○○○○○○○○○に現在の○○営業所を主たる事業所として、○○○○○○○○○○○○の許可を得て、周辺地域から首都圏地域への○○○○に邁進してまいりました。現在の主となる事業所（○○営業所）の建物は○○○○○並びに○○○に建てられた建物を賃貸借をしています。また、○○○○○○の駐車場についても近隣の土地を賃貸借をしています。さらには、業務の拡大に伴い○○○○○○○○○○に対応する為、現在所有している○○○○○○○○番〇他2筆の土地（3,627平方メートル）を○○○○○○に社有地として購入致しました。こうして業務の継続をしてきたなかで、現在使用している建物は、新築時からまもなく50年になろうとしています。建物の老朽化が進み、顧客より依頼された○○○○○○○○にも支障ができております。加えて、現代の○○○○としては、作業の連動性も非効率であり依頼された○○○○○○○○を効率よくし、品質管理を徹底する為には、改修工事なども検討しなければならない状況に至っておりますが、建物は賃貸借物件ですので、弊社が勝手に手を加えることはできません。たとえ、手を加える事ができたとしても改修後の建物を現行法に適合させ且つ、作業の効率を向上させる為の工事には多額の費用を要するとの見解に至りました。そこで、近隣に新たに自社所有の○○○○の新設を考えて土地の確保をする事と致しました。

土地の選定に当たっては、〇〇〇〇として接道の幅員が確保されている事、〇〇〇〇としての敷地規模が現在の事業所と同等程度である事、近隣に住宅が少ない事、現在の事業所からなるべく近い事、等を考慮しつつ知人等を介して土地の確保を依頼し、紹介された候補地の検討をおこないましたが、条件にあう土地を探す事はできませんでした。そこで、現在駐車場として使用している宮寺字大橋の土地について再検討をした結果、当初の選定条件をある程度は満たしてはいるものの、敷地が狭いということで隣地、〇〇〇様所有の農地を売却して頂ければ、敷地の規模も現在の事業所と同規模となると共に、敷地の形状も良くなるので、建物を建てても使い勝手が更に向上するのではないかと判断した結果、〇〇〇様宅に行き、土地の売却交渉をする事と致しました。

〇〇様の考えは、売却依頼地（畑）は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ではありますが、そこには、不老川が間にあり畑につながる通行用道路も無く、不老川の河川敷を使用しなければ畑に至る事はできません。このような状態なので、将来に対しても利用価値は期待できないから、土地の売却に応じて良いとの返答を頂きました。そこで、現在の社有地に隣地の農地を加えて新規に〇〇〇〇の建設をすることを事業計画と致しました。この事が実現すれば、弊社としても、顧客より依頼された〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇及び〇〇〇〇〇、さらには、〇〇〇〇〇の効率化によって、顧客からの更なる信用・信頼に繋がると共に、この地域発展にも貢献できるものと考えます。

こういう理由でございます。

案内図にありますように、今日は資料で建築計画の見取図も資料提供されていますが、北側が不老川、既存敷地と隣接するところは現在茶畑でございます。そこが今回の議案の土地となります。2月17日に、同じく推進委員の田嶋委員さんと現地確認をいたし、周辺に農地の隣接はないこと、東側に〇〇〇〇〇〇〇〇〇、これは〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇のところとなりますので、またその隣接する間に緑地の計画も見取図のほうにございますので、特段の支障はないものと思われます。特に農用地に関しては隣接物件はないということですので、特段の問題はないものと考えられます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、田嶋正明委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありました

らお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

ただいま吉川委員から申されたとおりであります。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第3号の2番については、〇〇〇を営む譲受人が倉庫と事務所を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地域内であったため、令和元年5月の農業委員会において農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年1月17日付で農用地域から除外されております。都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、本案件の倉庫等は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であることから、都市計画法第29条第1項第3号に該当し、開発許可適用除外とのことでございます。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、隣接する農地はなく、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められないに該当いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費、建築工事費等の経費を〇〇〇〇〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達をいたします。

次に、3番を議題といたします。

担当、4番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員4番(増田恒治君)

4番、増田です。議案第3号、3番についてご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。譲受人、〇〇〇〇〇—〇—〇〇—〇、〇〇〇〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇—〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。地名、高倉五丁目、地番、〇〇〇—〇、地目、畑、面積168、同じく高倉五丁目、地番、〇〇〇、畑、1,453、計1,621平米。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、犬の世話やペット用品の販売、接客を通じた経験を積むための就労移行支援施設(作業所、販売所、ドックラン)を設置すべく申請する。摘要、就労移行支援施設(作業所、販売所、ドックラン)、(285.69平米)。

提出された事業計画書を読み上げさせていただきます。一部抜粋して説明させていただきます。

理由書。当法人は、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇に複数の入所、通所施設を持つ法人です。

当該地にて、就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する

相談や支援を行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条13項の「就労移行支援」を行う事業所の開設を目指しております。

就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者でなければ、特別支援学校等在学者が卒業後すぐに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条14項「就労継続支援B型」を利用する事ができません。就労継続支援B型は年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者など雇用契約に基づく就労が困難である者に対するサービスで、特別支援学校等卒業後すぐに利用を希望する場合、特別支援学校等在学中に就労移行支援による就労アセスメントを受けた上で、最も適した進路に円滑に移行できるようにするとともに、就労継続支援B型を利用する場合には、一般就労への移行の可能性も視野に入れ支援を行うなど就労アセスメントにより長期的な就労面に関するニーズや課題等を把握した上で、卒業後個々の状況に応じた支援が受けられるよう、円滑な移行を図っていくこととなります。

そこで、現在、知的障害者及び身体障害者の支援を複数行っている当法人においてもそのノウハウを活かして、〇〇〇〇〇（約〇〇〇〇〇）により、〇〇〇〇〇の就労移行支援を行い、特別支援学校等卒業者を始め、就労アセスメントの対象者に対して支援していきたいと考えております。上記事業における活動内容は、犬と一緒にセラピー活動を行ったり、犬のお世話や清掃作業を通じて、人や犬から必要とされる経験をすることで、障がいのある方に、働きがいを感じてもらえるよう支援していきます。事業計画にあたり、令和元年12月20日に狭山保健所に相談に行きました。話し合いの結果は、1つ目に、事業開始前に動物取扱業法の登録が必要であること、2つ目に動物取扱責任者が必要であることの2点について指導がありました。動物取扱責任者については法人にすでに対象者がいるため問題ありませんとのことでした。また、店舗によるペット用品の接客販売・レジ打ち・商品陳列や売上一覧・POP作りなどWord・EXCELなど社会生活に必要なパソコン作業等の訓練も行っています。もちろん、業務以外にも、一般常識やコミュニケーション能力など、利用者がいつか一般就労するのに必要な能力を身につけることが出来るように話し合いを行い、体調管理やふり返りなどによるステップアップとともに、利用者の働く意識が向上できるように支援を行います。

当法人の障害者支援施設「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」も、直線距離で約500mの距離にあり、緊急時の応援体制も整備されており、ネットワークして有効です。病院施設も半径5km以内

に「原田病院」、「豊岡第一病院」、「入間ハート病院」、「埼玉石心会病院」があり、利用者の緊急的異変にも対応できます。付近には就労継続支援B型「おおるり」「大樹作業所」「こやた大樹作業所」「しみず橋大樹作業所」が3km内にあり、施設見学にも適した場所です。また、ペット関連企業「ワンダーランド入間春日町店」、「ペットファースト入間店」が約3km、「ペットショップ ビーウエスト」「アイペット・ピバペット狭山日高インター飯能店」が約5kmにあり、武蔵工業団地も3kmの場所にあることで一般就労先の確保においても適した場所です。

以上により、当該地に就労移行支援施設の設置を行いたいと思っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇。

今回の申請は、理由書のとおり、社会福祉法人による就労移行支援施設を建築するためのものです。2月17日に山畑推進委員とともに現地を確認してまいりました。案内図のとおり、申請地は西側及び南側が市道、北側及び東側が茶畑となっております。今回の申請の敷地面積は1,621平米です。犬の世話やペット用品の販売、接客を通じた経験を積むための就労移行支援施設の設置が申請理由となっております。敷地面積も必要最低限で、建物も平家建てであり、周辺農地への影響も少なくなっております。特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

特に問題はありません。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第3号の3番については、〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が、障害者総合支援法に基づき就労移行支援施設を建設するための農地転用許可申請でございます。

皆様のお手元のほうに図面を用意してございますので、ごらんいただければと思います。

都市計画法に関しては、同法第34条第1号社会福祉施設(就労移行支援施設)に合致し、開発許可相当と判断されるものと思われます。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業のなかで、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に供する場合」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、施設の建築費等については、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障がないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告いたします。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

どうですか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（久保田 勝君）

6番、久保田勝です。1番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇一〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。新久十文字原〇〇〇、畑、2, 152、榎戸〇〇〇一〇、畑、1, 303、同じく〇〇〇、畑、1, 067、大久保〇〇〇一〇、畑、2, 035、中原〇〇〇一〇、畑、2, 859、同じく〇〇〇一〇、畑、805、同じく〇〇〇一〇、畑、284、同じく〇〇〇一〇、畑、864、桂ノ庄〇〇〇一〇、畑、686、計1万2, 055平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2月15日に貫井推進委員と現地確認と、〇〇〇〇さんから話を伺ってまいりました。畑はほとんど茶畑で、一部〇〇〇は〇〇〇の野菜畑で、よく管理されておりました。〇〇さんのお宅は茶工場もされていて、無農薬での茶栽培をしています。農機具についても、耕運機1台、普通トラック、乗用茶刈り機とそろっていて、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

ただいま説明のとおり、特に問題ないと思われまます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、5番、齋木雅美委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(齋木雅美君)

5番、齋木です。2番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。上藤沢立出〇〇〇—〇、畑、1, 803平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

先日、16日の日に平塚推進委員と現地確認と、本人からお話を伺ってまいりました。申請地は西武狭山グリーンヒルの東側で、周りは住宅に囲まれております。この畑は〇〇〇野菜を栽培しているようで、作付前の畑の準備としてトラクターできれいに耕運されている状態でした。耕作は〇〇〇〇と、忙しい時期には〇〇〇〇が手伝うようで、農機具も普通トラック、軽トラック、トラクター、耕運機2台、ほか必要なものは全てそろっておりまして、引き続き農業を行っていくのに特に問題ないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、平塚尚吾委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(平塚尚吾君)

特に問題等ございませんでした。どうぞよろしくようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（久保田 勝君）

6番、久保田勝です。3番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇—〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。小谷田二丁目〇〇〇〇—〇、畑、740平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2月15日に貫井推進委員と現地確認と、〇〇〇さんの〇〇の〇〇〇〇さんから話を伺ってまいりました。現地は〇〇〇〇〇にあり、4割ほどがお茶で、残りは〇〇〇の野菜畑としてよく管理されておりました。〇〇〇〇も手伝いながら管理しているとのことでした。農機具については、耕運機1台、軽トラック1台、茶刈り機1台で、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

特に問題ないと思われます。よろしくようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決

定について、1番を議題といたします。

担当、9番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員9番（池谷昭二君）

9番、池谷です。1番についてご説明を申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇一〇、〇〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に読み上げます。西三ツ木東武蔵野〇〇一〇、畑、1，142、同じく〇〇〇一〇、畑、743、同じく〇〇〇一〇、畑、1，395、同じく〇〇〇一〇、畑、1，781、計5，061平米。設定する利用権、利用権種類、使用貸借権、内容、普通畑、設定期間、令和2年3月1日から令和7年2月28日。借賃、なし。支払方法、なし。摘要、新規。

先日、2月16日、太間推進委員と耕作状況、また現地を確認してまいりました。〇〇〇〇さんは、現在作地53アールを耕作している狭山茶製造、販売している茶農家です。農業機械は、乗用型茶刈り機、乗用型防除機、2トントラックなど必要なものは一式保有しております。申請地は、案内図のとおり、西三ツ木地区の茶どころ通りと圏央道の間、茶業研究所の西側に位置しております。現在は耕耘地ですが、貸付人の〇〇〇〇〇さんがトラクターで年に四、五回耕運していくために、きれいに管理されている土地です。利用権設定後は、製茶農家の所得向上のため、〇〇さんを含め5人で立ち上げた会により、里芋の作付を予定しております。会員の中の一人であります〇〇〇さんはお茶と野菜を生産している農家ですので、〇〇〇の指導の下、作付していくそうです。今年は合計75アールの作付を予定しているそうです。農機具につきましては、〇〇さんのトラクターなどを借用予定であり、耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいま報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認しまして、特に問題ないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第5号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は53アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は5,061平米で、合計104アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から4番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番から4番までを一括議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、岩田茂農地利用最適化推進委員には、当該事案の

審議終了まで退席をお願いいたします。

(農地利用最適化推進委員 岩田 茂委員退席)

○議長

それでは、続けます。

担当、11番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員11番(吉川光彦君)

11番、吉川です。2番、3番、4番を説明いたします。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺梅木ケ谷〇〇〇、畑、737、同じく〇〇〇—〇、畑、1,441、同じく〇〇〇、畑、1,348、同じく〇〇〇—〇の一部、畑、1,783のうち1,468、計4,994。設定する利用権、利用権種類、賃借権、内容、普通畑、設定期間、令和2年3月1日から令和7年2月28日。借賃、3万円。支払方法、現金。摘要、新規。

次に、3番です。借受人、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、外1名。宮寺字川向、地番、〇〇〇、地目、畑、面積、3,519。利用権種類、賃借権、内容、普通畑、設定期間、令和2年3月1日から令和7年2月28日。借賃、1万5,000円。支払方法、現金。摘要、新規。

4番、借受人、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。宮寺字中島〇〇〇〇、畑、1,205、同じく〇〇〇〇、畑、2,615、計3,820。利用権種類、使用賃借権、内容、普通畑、令和2年3月1日から令和3年1月31日。借賃、なし。支払方法、なし。摘要、新規でございます。

株式会社〇〇〇〇〇〇は、前回の総会で利用権設定の議案がございました。今回第2回目ということになります。〇〇〇〇〇〇はスーパー出荷を中心に、かなり大きな規模で野菜を生産されています。所持する機械は、耕運機、トラクター、軽トラック等々全て複数台を備えています。2月17日に田嶋推進委員さんと3件の畑の現地確認をいたしました。3件とも野菜畑として利用する計画であります。

ちなみに、この3件、2、3、4の合計面積が1万2,333ということになります。現在はそれぞれの畑、春野菜の作付前で、野菜の姿はありませんでしたが、きれいに耕運されておりました。利用権の設定に何ら問題はないというふうに考えますが、よろしくご審議く

ださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田嶋正明委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

今吉川委員の申されるとおりであります。特にございません。よろしくようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案5号の2番及び3番は賃借、4番は使用貸借による、いずれも新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付し、借り受けるものでございます。借受人の現在の経営面積は50アールであり、その全てを耕作しております。今回新たに借り受ける2番から4番までの農地の面積は1万2,333平方メートルで、その農地を含めた経営面積は173アールでございます。農作業従事日数は150日以上となっております。ただいま吉川委員さんから説明がありましたとおり、2番から4番までの本案件は、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件である、農地を全て効率的に耕作すること、法人である場合は業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで岩田茂農地利用最適化推進委員の退席を解除いたします。

(農地利用最適化推進委員 岩田 茂委員復席)

○議長

今1時間ちょっとたったところなのですけれども、この後ちょっと、難しくはないよね、審議ありますので、ちょっと10分間ほど暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時09分

○議長

それでは、再開したいと思います。

再開 午後 3時21分

○議長

議案第6号 入間市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに、議案第のほうを読み上げさせていただきます。

議案第6号 入間市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する規程について。

別紙1のとおり。

それでは、説明をさせていただきます。

現在市長部局では、入間市事務専決規程において、課長職などの役職ごとに特定の事務に関して専決できる範囲が定められております。このたび同規定の中で特別休暇等にかかる課長職などが専決できる事項の一部が改正されることに伴い、農業委員会事務局事務専決規程においても改正する必要が生じたため、審議をお願いするものでございます。

先日、議案とともに別紙1という資料をお配りさせていただきましたが、そちらの裏面のほうに新旧対照表がございますので、ごらんいただければと思います。

第3条で局長の専決できる事項が定められておりますが、下線が引かれた部分を改正する

ものでございます。改正内容は新旧対照表の改正案のとおりでございますが、第2号で事務局の所属職員の年次有休休暇の付与、第4号で7日以内の所属職員の病気休暇などの承認、第5号で所属職員の夏期休暇の承認と現行条文の文言の整理も含めて改正する内容でございます。

なお、本規程の改正内容については、市の法規担当と調整済みになっております。

今後のスケジュールとしましては、本日議案のとおりご決定いただいた際には、速やかに本規程の改正についての告示を行い、施行となります。施行日は、令和2年4月1日を予定しております。

以上が概要説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

どうですか。

(異議なし。の声)

○議長

本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

それでは、議案第6号は原案どおり承認することに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出については6件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については9件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 3時27分